2020年9月 改訂版

韓国食品
輸入総合支援

aT 韓国農水産食品流通公社

現地専門家ネットワークによる日本市場開拓支援

デザイン・ラベル・通関・法律諮問など日本最高レベルの専門機関と連携した韓国食品の日本市場展開支援事業

KATIS (Korean Agricultural & Products Total Import Support) とは？

日本市場への溶け込みを図り韓国商品の開発促進及び販売活性化を支える現地化支援事業のことです。通関、ラベル表示、パッケージデザイン、マーケティング等さまざまな障壁にお悩みの事業者の皆さまに、より円滑で効果的なビジネス実現を図る支援事業です。

法律一般支援

- 契約書作成
- 知的財産権関係
- 日本商取引支援
- 関税率関連支援
- 商品規格書登録
- 輸入食品一括表示
- 添加物使用可能有無等確認
- 取引先信用調査

自己負担 0円
利用者負担なし
年100万円/1社

食品検査支援

- 年1回自主検査
- 残留農薬検査
- 栄養成分検査

コンサルティング

- 経営、会計
- 債権関連相談
- 現地物流
- 流通改善
- マーケティング
- 機能性表示食品

自己負担 10%
支援上限額は2事業の合計額
年200万円/1社

パッケージデザイン

- パッケージデザイン支援

精算には新規デザイン商品の輸入実績が必要

自己負担 10%
水産物の場合20%
年200万円/1社

※水産物及び水産加工食品の場合、すべての事業において輸入企業の負担率は20%とし、残り80%をaTが負担します。 但し、法律一般支援は無料です。
※各事業利用費用の負担率及び条件等、詳細は必ず各項目を確認して下さい。
※支援上限額はウォン貨を基準とし、支払当時の為替をもとに換算するため、上記の日本円上限額は変動します。
※弊社が指定した諮問機関及び契約業者のみご利用いただけます。但し、パッケージデザインは除きます。

申請方法

申請書をダウンロード

弊社公式サイト(http://www.atcenter.or.jp)
右側上部の BUSINESS ビジネスページ へアクセス！

メールで申請書受付！

所在地を管轄する弊社担当支社に申請書及び必要書類を
メール送信するだけで OK!

東京支社	名古屋より東の全地域	kfood@atcenter.or.jp
大阪支社	名古屋以西の全地域	kfood_osaka@atcenter.or.jp

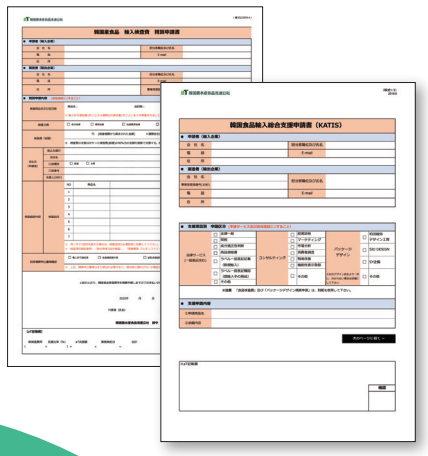

支援事業フロー

01 支援対象
輸出業者、輸入業者、バイヤー
輸入から販売までを
総合的にフォロー

02 各分野申請
弊社公式ページから
申請書類をダウンロード
してメールで申請

03 業務発注及び実施
aT から諮問機関に
実施を依頼

04 結果報告及び精算
必要書類の提出及び
事業実施結果を報告

法律一般支援

日本商取引支援

国際契約書作成検収、商標権及び特許出願関連法規、日本法人設立及び現地就労関連法律など、取引先信用情報調査(新規)

0円 自己負担

利用者負担なし

■提出書類

申請書 ＋ 事案関連説明資料

申請書、事案説明資料

輸入食品一括表示

原材料や添加物の使用可否検収、商品表記チェック及び一括表示支援、食品表示基準に沿った表示案の作成

0円 自己負担

1回あたり3品まで

■提出書類

申請書 ＋ 食品成分表 ＋ 製造工程表 ＋ その他

申請書、食品成分表及び製造工程表(和文又は英文)、商品パッケージ

商品規格書登録

eBASE、ASP 規格書(インフォマート)、メルクリウスネット、アルカナムなど取引先が指定する規格書の登録

0円 自己負担

利用者負担なし

■提出書類

申請書 ＋ 商品詳細情報表 ＋ 登録用商品画像

申請書、商品詳細情報表、登録用商品画像

進行の流れ

1. 申請書提出 [申請者]
2. 諮問機関依頼 [aT]
3. 結果報告 [諮問機関]
4. 諮問機関に費用支払い [aT]

一括表示の支援例

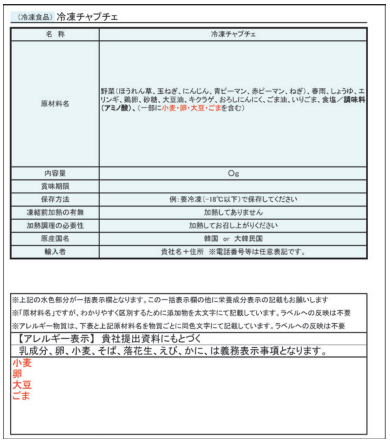

(冷凍食品) 冷凍チャプチェ

名称	冷凍チャプチェ
原材料名	野菜(ほうれん草、玉ねぎ、にんじん、青ピーマン、赤ピーマン、ねぎ)、春雨、しょうゆ、エリンギ、鶏卵、砂糖、大豆油、キクラゲ、おろしにんにく、ごま油、いりごま、食塩／調味料(アミノ酸)、(一部に小麦・卵・大豆・ごまを含む)
内容量	Og
賞味期限	
保存方法	例:要冷凍(-18℃以下)で保存してください
凍結前加熱の有無	加熱してありません
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がりください
原産国名	韓国 or 大韓民国
輸入者	責社名＋住所 ※電話番号等は任意表記です。

※上記の太色部分が一括表示欄となります。この一括表示欄の他に栄養成分表示の記載もお願いします
※「原材料名」ですが、わかりやすく区別するために添加物を太文字にて記載しています。ラベルへの反映は不要
※アレルギー物質は、下表と上記原材料名を物質ごとに同色文字にて記載しています。ラベルへの反映は不要

【アレルギー表示】 責社提出資料にもとづく
乳成分、卵、小麦、そば、落花生、えび、かに、は義務表示事項となります。

小麦
卵
大豆
ごま

年間予算

100万円以内／1社

利用条件

① 法律一般支援(輸入食品一括表示含む)は1社当たり、年間100万円を上限に利用できます。利用者の負担額はありません。

② 水産物の場合も法律一般支援の利用者負担は無料です。

③ 法律一般支援による輸入食品一括表示等の諮問内容はあくまでも事前検討・参考資料であり、**最終的には申請者の責任のもと管轄の保健所又は検疫所への最終確認が必要です。**

食品検査支援

食品検査支援とは？

輸入にあたり日本の検疫所及び食品衛生当局の要求があった場合、「自主検査」「残留農薬検査」及び「栄養成分検査」を支援いたします。「自主検査」とは、輸入者に対して日本の検疫所が指導している初回輸入時検査及び年1回の定期検査のことです。

10% 自己負担

水産物の場合20%

■提出書類

申請書 ＋ 請求書 ＋ 支払証明書 ＋ 輸入許可通知書 ＋ 食品成分検査成績書

食品検査精算申請書、検査費用の請求書、支払証明書（振込明細等）、輸入許可通知書、食品成分検査成績書

※追加書類を提出して頂く場合がございます。

検査費用全額の支払い完了後、弊社まで申請して下さい。

進行の流れ

1. 食品検査実施 [申請者]
2. 通関 [申請者]
3. aTへ精算申請 [申請者]
4. 申請者へ費用支払い [aT]

利用条件

① 食品検査支援は、コンサルティング支援事業（6p）と合算し、1社当たり年間最大200万円まで支援いたします。
また、予算内であれば何回でもご利用いただけます。

② 検査機関の指定がなければ、弊社MOU提携機関である**（公社）日本食品衛生協会**のご利用をお薦めします。

③ 自主検査の場合、初回輸入時及び年1回の試験分析に限り支援します。

④ 栄養成分検査は同一品目の場合、1回に限り支援します。

⑤ 残留農薬検査は同一品目の場合、最大年4回まで試験分析にかかる費用を支援します。

⑥ 正式に輸入通関した食品に限り支援します。費用精算時には日本の税関が発行した「輸入許可通知書」の提出が必要です。
また、利用申請者と輸入者は同一法人でなければなりません。

⑦ 申請は1通関又は通関会社の請求書1件ごとに各々申請書を作成して下さい。

⑧ 農産食品と水産食品を一緒に申請する場合、それぞれ申請書を提出して下さい。

年間予算

200万円以内／1社
（コンサルティング事業含む）

コンサルティング支援

コンサルティング支援とは？

韓国食品を輸入する企業における様々な問題解決を目的に、経営、会計、債権関連相談、物流改善、商品マーケティング調査提案など、輸入企業の経営全般に関するコンサルティングです。

10% 自己負担

水産物の場合20%

■提出書類

申請書 ＋ 関連資料及び書類

申請書、諮問機関からの相談に必要な資料など

※追加書類を提出して頂く場合がございます。

コンサルティングサービス

- 経営・会計
- 物流改善
- 商品マーケティング調査提案
- 市場調査

進行の流れ

1. 申請書提出 [申請者]
2. 諮問機関依頼 [aT]
3. コンサルティング実施 [諮問機関]
4. 諮問機関に10%費用支払い [申請者]
5. 諮問機関に90%費用支払い [aT]

利用条件

① aT にてサービス利用申請を受付後、申請者は諮問機関と直接協議を行って下さい。諮問機関からの正式見積書発行後、事業開始とさせていただきます。

② コンサルティング支援事業は、**食品検査支援 (5p) と合算し、1社当たり年間最大 200万円まで支援いたします。**
また、予算内であれば何回でもご利用いただけます。

年間予算

200万円以内／1社

(食品検査支援含む)

機能性表示食品届出サポート

機能性表示食品制度とは？

特定保健用食品、栄養機能食品とは異なる「食品の機能性を表示」する制度です。事業者の責任で科学的根拠に基づいた機能性を商品パッケージに表示するものです。日本の消費者庁へ「機能性表示食品」の届出を行うことで韓国産食品の安全性及び機能性を示し、日本市場における商品力また信頼度を高めることを目的としています。

10% 自己負担
水産物の場合20%

■提出書類

申請書 ＋ 機能性関与成分提示 ＋ 商品規格書 ＋ 機能性試験成績書

試験成績書は、本選定後に提出可能

申請書、商品規格書、機能性関与成分提示、機能性試験成績書 、輸入許可通知書

登録のメリット

臨床試験等のために登録まで数年かかるといわれる特定保健食品に対し、科学的な根拠となる資料があれば消費者庁への届出だけで機能性表示が可能です。「視力アップ」「美肌」等、通常誇大広告と判断される宣伝文句に関しても薬事法に触れない範囲内で表記することができます。

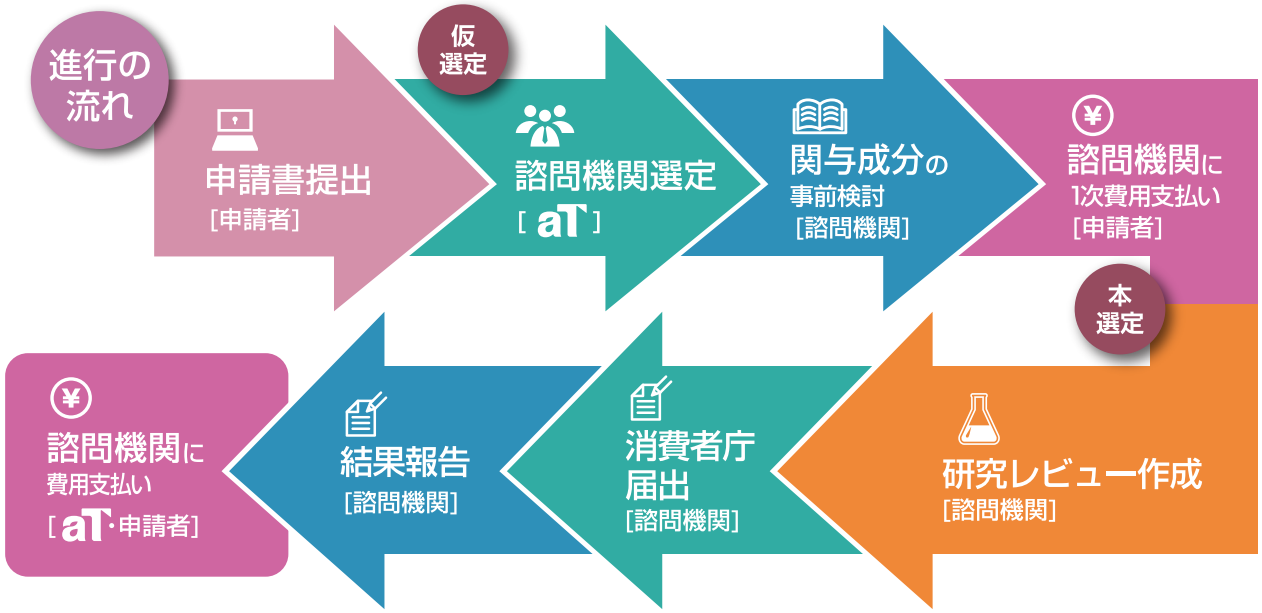

韓国産機能性食品の登録例

機能性表示食品 えごまの葉

届出表示

本品にはロズマリン酸が含まれます。ロズマリン酸には、花粉やハウスダスト、ホコリなどによる目の不快感を軽減することが報告されています。目の不快感が気になる健常な方に適しています。

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

年間予算

200万円以内／1社

利用条件

① 事業検討費用を含め、自己負担率は10%です。

② 各段階の選定は、aT戦略品目及びその他優先順位条件によって変わる可能性があり、全ての申請品目を選定できるわけではありません。

③ コンサルティング事業として食品検査費支援事業と合算し、1社当たり年間200万円以内支援します。

商品パッケージデザイン支援

日本の消費者に選ばれる
パッケージデザイン及び取引先からの
信頼度向上を目的としています。

■申請時提出書類

申請書 ＋ 現商品写真

現地化支援申請書、現パッケージ写真

※新商品の場合は現パッケージ写真不要

■精算時提出書類

精算申請書 ＋ 著作権合意書 ＋ 請求書 ＋ 支払証明書

輸入許可通知書 ＋ 改善報告書 ＋ 現物サンプル

10% 自己負担

水産物の場合20%

パッケージデザイン精算申請書、著作権合意書、支払証明書（振込明細書など）、
デザイン請求書、輸入許可通知書、デザイン改善報告書、現物サンプルの送付

※現物サンプル送付先（東京支社）：〒160-0004 東京都新宿区四谷4-4 -10 KOREA CENTER 5F
※現物サンプル送付先（大阪支社）：〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町1-8 -15 野村不動産大阪ビル 8F
※事業精算にはデザイン支援を受けた商品の「輸入許可通知書」及び輸入した商品の見本を提出していただきます。

進行の流れ

1. 申請書提出 [申請者]
2. 支援申請 → 諮問機関選定 [aT]
3. デザイン制作 [諮問機関]
4. 費用支払 → 諮問機関に費用支払い [申請者]
5. 新商品の輸入実施 [申請者]
6. aTへ精算申請 → 申請者に費用支払い [aT]

利用条件

① 申請が多い場合は、弊社規定による戦略商品選考などにより、優先品目から順に支援いたします。

② 年間最大 200万円以内で利用でき、利用企業には10%の負担が生じます。また、指定デザイン会社及び仕様ごとに上限額が決まっており、上限額を超える部分は利用者負担となります。※aT指定デザイン会社を利用する場合。

③ 弊社指定のデザイン会社以外に、輸入業者が利用している既存のデザイン会社及び韓国所在のデザイン会社も支援対象になります。詳細は直接お問い合わせ下さい。

④ デザイン制作にかかる期限は最短一ヶ月程度です。お急ぎの場合は指定デザイン会社と直接ご相談下さい。

年間予算

200万円以内／1社

日本で最高のパッケージデザインを
生み出した有名デザイナーが、
貴社の製品をデザインします。

SiO DESIGN

パッケージは資材ではなく資産であるとの理念に基づき価値のあるデザインを提案いたします。

デザイン開発においては、商品コンセプトをパッケージにビジュアル化し、如何に消費者に伝達するかが課題です。メーカーのIDENTITY を保持し、商品特性を効率良くコミュニケートするための表現力が求められます。過剰な表現（情報）は焦点をぼかす結果となり、伝達力を鈍らせます。スケールにあった情報量の視覚デザインをベースとし、『＋ α』がイメージできるパッケージを理想とします。

SY 企画

「独特な韓国商品の魅力」と「日本消費者の好み」をデザインでつなげる。

つい手に取ってしまい、買いたくなる。広告デザイン会社としてクライアント様の発信したい情報を、誰にでもわかりやすく、かつ人々の記憶にずっと残るようにうまくデザインすることが第一の使命と考えています。「強烈さ×優雅さ」、「斬新さ×美しさ」、「面白さ×深い意味」という三点をテーマに業務に取り組んでいます。特に「低コスト×高品質」が弊社の強みです。

フリーズドライスープ［クッ］シリーズ

和田龍弥デザイン工房

WADA TATSUYA DESIGN KOUBOU

デザインのチカラで楽しくなったり嬉しくなったり

クライアント、消費者、デザイナーが楽しくなるような調和のとれたものを探すこと。それがデザインだと思います。アートが自分のための創作活動とするなら、デザインは人と調和することを考える素敵な仕事です。デザインの世界に入り30年になります。その間、いろいろな業界の商品開発に参加し、パッケージデザインから、広告制作に至るまで関わってきました。これからも魅力的な商品に出会えることを、とても楽しみにしています。

美ポッキ　美ポッキ チーズ

提出書類チェックリスト

食品検査

区分	チェック	発行機関	提出書類
1	☐	(aT指定様式)	精算申請書
2	☐	検査機関又は通関業者	検査費請求書
3	☐	金融機関	検査費支払証明書
4	☐	検査機関	試験成績証明書
5	☐	税関	輸入許可通知書

機能性表示食品届出

区分	チェック	発行機関	提出書類
1	☐	(aT指定様式)	精算申請書
2	☐	検査機関	関与成分検査費請求書
3	☐	検査機関又は通関業者	検査費支払証明書
4	☐	検査機関	試験成績証明書
5	☐	諮問機関	ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ費支払証明
6	☐	税関	輸入許可通知書

パッケージデザイン

区分	チェック	発行機関	提出書類
1	☐	(aT指定様式)	精算申請書
2	☐	(aT指定様式)	著作権合意書
3	☐	(aT指定様式)	デザイン改善報告書
4	☐	デザイン会社	制作費請求書
5	☐	金融機関	制作費支払証明書
6	☐	税関	輸入許可通知書
7	☐	申請者	【現物】aTへ郵送

※ 法律一般及び一括表示支援は全額支援事業につき精算不要です。
※ 現物サンプル送付先(東京支社)〒 160-0004 東京都新宿区四谷 4-4-10 KOREA CENTER 5F
※ 現物サンプル送付先(大阪支社)〒 541-0052 大阪府大阪市中央区安土町 1-8-15 野村不動産大阪ビル 8F

【提出例】食品検査支援事業の場合

① 食品検査費の振込控え

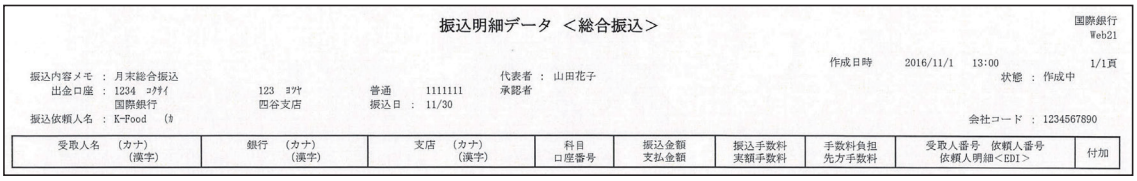
振込明細データ ＜総合振込＞

国際銀行
Web21

作成日時 2016/11/1 13:00 1/1頁
状態 ： 作成中

振込内容メモ ： 月末総合振込
出金口座 ： 1234 ｺｳｻｲ 123 ﾖﾂﾔ 普通 1111111
国際銀行 四谷支店 振込日 ： 11/30
振込依頼人名 ： K-Food (ｶ
代表者 ： 山田花子
承認者

会社コード ： 1234567890

受取人名 (カナ) (漢字)	銀行 (カナ) (漢字)	支店 (カナ) (漢字)	科目 口座番号	振込金額 支払金額	振込手数料 実額手数料	手数料負担 先方手数料	受取人番号 依頼人番号 依頼人明細<EDI>	付加

支払い証明に必要な振込明細データ例

② 通帳記載欄コピー

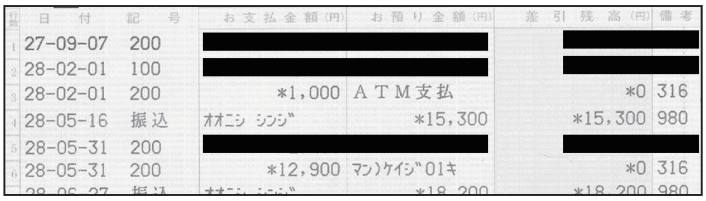

日付	記号	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	備考
27-09-07	200	[redacted]		[redacted]	
28-02-01	100	[redacted]		[redacted]	
28-02-01	200	*1,000	ＡＴＭ支払	*0	316
28-05-16	振込	ｵｵﾆｼ ｼﾝｼﾞ	*15,300	*15,300	980
28-05-31	200	[redacted]		[redacted]	
28-05-31	200	*12,900	ﾏﾝｼｮﾝｹｲｼﾞ01ｷ	*0	316
28-06-27	振込	ｵｵﾆｼ ｼﾝｼﾞ	*18,200	*18,200	980

不必要な部分は、上図のようにマーカーで消して提出

③ 利用明細書

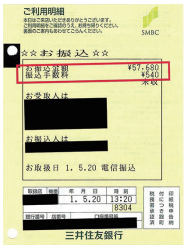
ご利用明細
SMBC
☆☆お 振 込 み☆☆
お受取人は
お振込人は
お取扱日 1. 5.20 電信振込
三井住友銀行

※上記、①、②、③の中、何れか1つを提出

④ 輸入食品等試験成績証明書

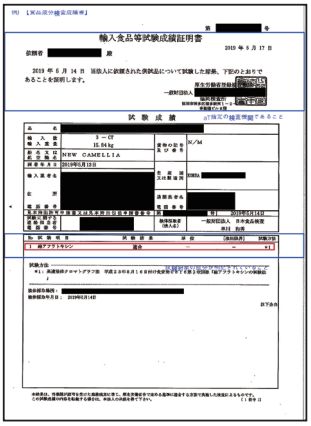
輸入食品等試験成績証明書

⑤ 輸入許可通知書

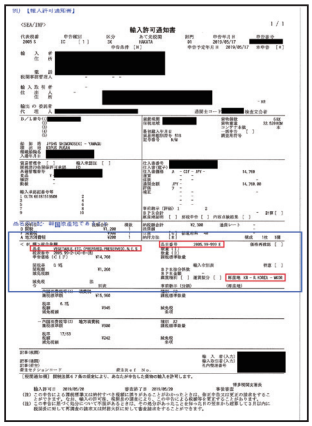
輸入許可通知書

⑥ 諮問機関からの請求書

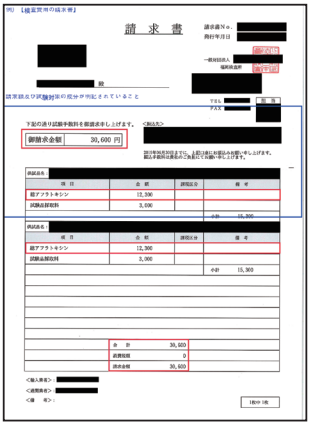
請 求 書

? よくある質問

Q1 サービスを利用するための資格は必要ですか。

韓国産食品を輸入する法人様であればご利用いただけます。輸入後の取引先と維持管理等を勘案し、法人登録された企業様のみを支援対象としております。

Q2 急いでいますが、納品まで時間はどれくらいかかりますか。

各サービス項目や諮問機関から利用者への質問に対する回答時間等、内容により納期は異なりますが、作業時間の目安は以下の通りです。

関税率照会及び通関条件確認	1~2週間以内	パッケージデザイン制作	1ヶ月~2ヶ月
輸入者表記（一括表示）	1~2週間以内	コンサルティング事業	1ヶ月~3ヶ月以内

aT からの精算支援額の振込日	輸入者からの検査費精算申請から概ね1ヵ月以内

Q3 諮問機関より出された「諮問結果報告書」の内容は、すなわち「輸入許可」とみなして良いものでしょうか。

いいえ。諮問内容はあくまでも事前検討・参考資料であり、実際の管轄行政機関の適合性判断は保証できません。
輸入に際しては、必ず保健所又は検疫所などの管轄当局の指示に従って下さい。
法的問題が発生した場合、弊社はその責任を負いかねます。

Q4 配当予算をオーバーしてしまいました。支援金はもらえますか。

該当年度の支援金額を超えない範囲で精算いたします。例えば、次のような場合がございます。

事業予算申請製品支援金	
200 万円	A製品 150 万円（精算済み）
	B製品 100 万円（新規分）

同年度にB製品の精算を申請した場合、A製品の予算消化分を差し引いた200−150=50万円のみが支給されます。
全額精算を希望する場合、Q6をご参考下さい。

Q5 精算申請の年度最終締め切りはいつですか。

毎年11月末までに精算申請された支援金額は、当該年度分事業費としてaTから精算されます。
以降、当年度の12月分として申請者が相手に支払完了した費用は次年度事業費として精算されます。
※精算申請そのものは、必ず当該年度にaTへ精算申請書をご提出ください。

Q6 翌年に繰り越して精算はできますか。

原則、繰り越し精算はできません。但し、下記の状況においては例外として繰り越し精算を利用いただけます。

① 「食品検査支援」：輸入許可が12月以降に下りた事例

書類発行日	証明書類
2019.11.25	検査成績書
2019.12.1	輸入許可通知書
2019.12.15	検査費用の振込明細

この場合、翌年の KATIS 事業募集実行日以降かつ検査成績書発行日から1年以内に限り、繰り越し精算申請が可能です。
※検査成績発行年度の支援負担率適用

② 「パッケージデザイン支援」：年度をまたいでデザイン制作が行われた事例

書類発行日	証明書類
2019.7.1	申請受付日
2020.1.20	デザイン費用の請求書
2020.2.10	デザイン費用の振込明細
2020.3.30	輸入許可通知書

この場合、翌年の KATIS 事業募集実行日以降かつ諮問費用振込明細発行日から1年以内に限り、繰り越し精算申請が可能です。
※事業申請年度の支援負担率適用

KATIS

KOREAN AGRICULTURAL & PRODUCTS TOTAL IMPORT SUPPORT

aT 韓国農水産食品流通公社 http://www.atcenter.or.jp

東京支社
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-4-10 KOREA CENTER 5F
TEL：03-5367-6656 FAX：03-5367-6657
Mail:kfood@atcenter.or.jp

大阪支社
〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町1-8-15 野村不動産大阪ビル 8F
TEL：06-6260-7661 FAX：06-6260-7663
Mail:kfood_osaka@atcenter.or.jp